

感染症対策課からのお知らせ

- 1 結核定期健康診断結果の報告について
- 2 感染症発生時の報告について

千葉県保健所感染症対策課

1 結核定期健康診断結果の報告について

○報告の義務がある施設、対象者

施 設 区 分	対 象 者	実施回数
① 病院・診療所・助産所・ 介護老人保健施設	「職員」	年 1 回
② 社会福祉施設 ※ 1	「職員」及び 「65歳以上の入所者」	年 1 回
③ 小学校・中学校 等	「職員」	年 1 回
④ 大学（短期大学含む）・高等学 校・高等専門学校・専修学校又は 各種学校 ※ 2	「職員」及び 「本年度入学した学生」	年 1 回
⑤ 刑事施設	「20歳以上の収容者」	年 1 回

※ 1 社会福祉施設とは、社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設

※ 2 修業年限が一年未満のものを除く。

1 結核定期健康診断結果の報告について

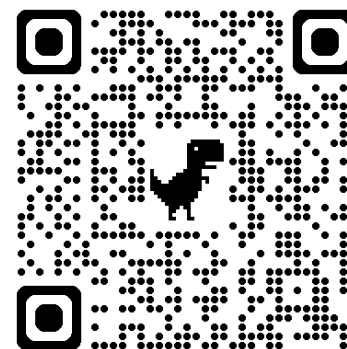
- 根拠法令 感染症法第53条の7
- 報告期限 令和9年4月10日
- 報告方法
 - ①ちば電子申請システム
 - ②郵便
 - ③FAX

のうちのいずれか

電子申請フォームへはこちらのページから

※ちば電子申請システムでの提出に

ご協力ください



1 結核定期健康診断結果の報告について

千葉県保健所 感染症対策課

住所：千葉市中央区問屋町 1 - 3 5

千葉ポートサイドタワー 1 1 階

TEL：0 4 3 - 3 0 7 - 6 6 0 6

FAX：0 4 3 - 2 3 8 - 9 9 3 2

保健所が移転するため、11月24日（火）以降は下記へ

千葉県保健所 感染症対策課（千葉県総合保健医療センター）

住所：千葉市美浜区幸町 1 - 3 - 9

TEL：0 4 3 - 3 0 7 - 6 6 0 6（変更はありません）

FAX：0 4 3 - 2 3 8 - 9 9 3 2（変更はありません）

2 感染症発生時の報告について

○「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
平成17年2月22日付健発第0222002号
(令和5年4月28日 一部改正)

同一の感染症によるものと疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

同一の感染症の患者あるいは疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

※食中毒を疑う場合は、人数にかかわらず直ちに
保健所食品安全課 (043-238-9935) へ報告すること

2 感染症発生時の報告について

○報告の内容

発症日ごと及び所属ごとの人数、症状、対応状況

等

○市への報告先

→施設ごとの主管課

報告方法などは各課にご確認ください

→保健所感染症対策課

TEL : 0 4 3 - 3 0 7 - 5 0 8 6

必要に応じ、

- ・施設への立入、状況確認、消毒等の指導
- ・毎日の発生状況の確認（平常時に戻るまで）を実施します